

明石市高齢者いきいき福祉計画及び第 8 期介護保険事業計画の 課題と今後の方向性について

1. 地域ネットワークの充実

介護や介護予防、生活支援、医療、住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムの理念を普遍化し、高齢や障害による心身の機能低下や子育ての不安など、生活上の困難を抱える人が地域において自立した生活を送ることができるよう、切れ目のない支援の実現に向け、生活上の困難を抱える人を地域全体で支えるための各種取組を推進します。

課題	<ul style="list-style-type: none"> ・市内 6 か所に設置している地域総合支援センターでは、「福祉まるごと相談窓口」として、高齢者のみならず障害者や子ども等を含む、生活上の困難を抱えた住民への相談に対応するとともに、複雑化・複合化した支援ニーズに対し、多機関との連携・協働による適切な支援に努めているが、より迅速で適切な対応を目指し、各相談支援機関等とのネットワーク構築を推進する必要がある。 ・地域総合支援センターが配置すべき 3 職種（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）について、総数では国の基準をやや上回る配置ができていますが、職種間の偏りがあり、一部職種が不足している。 ・介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）について、それぞれの事業は計画に基づき取組を進めているが、実績値は目標値に達していない。特に、介護予防の取組を必要とする高齢者を介護予防事業への参加につなげる取組やつながる先である多様な住民運営の通いの場が不足している。
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢や障害による心身の機能低下や子育ての不安等生活上の困難を抱える人が、一人ひとり地域において生きがいや役割を持ち、互いに助け合いながらいきいきと暮らすことのできる地域共生社会の実現に向けて、地域包括ケアシステムの推進とあわせて、住民の複雑化・複合化した支援ニーズに適切に対応するため、分野を問わない相談支援や多機関の協働による支援など重層的支援体制の構築や地域づくり等を一体的に推進する。 ・地域総合支援センターの人員配置について、3 職種だけでなく、それ以外の専門職や事務職の配置も含め、業務量及び業務内容に応じた体制及び適切な人員の確保に努める。 ・より効果的、効率的に介護予防と自立支援の取組を進めるため、フレイル予防、健康寿命の延伸、地域活動への参加率向上を目指して、医療保険、健康増進等の他部署との連携や専門職の関与により、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を進めるとともに、住民運営の通いの場の立ち上げや運営の支援などその拡充に努める。

2. 認知症の人や家族への支援の充実

団塊の世代が75歳以上となる令和7年(2025年)、さらに団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年(2040年)を見据え、認知症の人の意思が尊重され、認知症の人やその家族が、安心して自分らしく暮らし続けていける共生社会「認知症にやさしいまち明石」を目指して施策を総合的に推進します。施策の推進にあたっては、令和元年(2019年)6月に国より発表された認知症施策推進大綱に沿って進めていきます。また、令和2年(2020年)10月より「認知症あんしんプロジェクト」を発足し、「本人の尊厳確保」「家族負担の軽減」「地域の理解促進」を基本方針として、さらなる取組を推進していきます

課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における認知症の理解の促進を図るため、認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を見守る応援者である認知症サポーター等の養成を積極的に行っているが、人口に占めるサポーター数の割合はまだ低い状況である。引き続き量的な拡大を図るとともに、サポーターが地域で活躍できる場の整備やその活動支援の強化が必要である。 ・ 認知症あんしんプロジェクトにおける認知症診断費用等助成や認知症サポート給付金の支給等、それぞれの取組は概ね計画通り実施できているが、認知症に係る支援を必要としている人をさらに掘り起こすためには、他の認知症施策と有機的に連携させながら展開することが必要である。 ・ 若年性認知症家族会への側面的支援を継続するとともに、若年性認知症の人や家族に対する相談支援体制の強化を図っているが、早期診断・早期支援に繋げるさらなる体制整備が必要である。 ・ 身近な地域において認知症カフェを開催するため、認知症カフェの運営助成金を拡充するなど開催団体の支援に取り組んできたが、認知症カフェを新たに開催する団体が少なく、市内に十分に認知症カフェを展開できていない。
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5(2023年)年6月16日に公布された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の趣旨を踏まえ、認知症になっても誰もが安心して暮らせるまちづくりの実現に向けて、引き続き明石市認知症あんしんまちづくり条例に基づく認知症施策の充実を図るとともに、総合的な取組を推進する。 ・ 認知症の人や家族にとって有効かつ効率的な認知症施策とするため、あらゆる機会を通じて認知症の人等の意見を把握し、その意見や視点を施策に反映するよう努めるとともに、認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、認知症の人の社会参加の機会の確保を推進する。 ・ 認知症サポーターの増加に向け、小・中学校での認知症サポーター養成を推進するとともに、企業や団体への働きかけを強化する。また、認知症サポーターが中心となって、認知症の人や家族の支援ニーズを具体的な支援につなぐ仕組みである「チームオレンジ」の構築を目指す。 ・ 必要な支援が必要な人に速やかに行き届くよう、複数の専門職が、認知症が疑われる人や認知症の人とその家族を訪問し、アセスメントを行ったうえで、初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う認知症初期集中支援チームと認知症あんしんプロ

プロジェクトを一体的に実施することで、早期介入による重度化防止など、さらなる認知症支援の強化を図る。

- ・若年性認知症支援については、若年性認知症家族会や関係機関等との連携をさらに強化し、若年性認知症の特性に配慮したきめ細かな支援を行うなど、若年性認知症の人や家族への支援の充実を図る。
- ・認知症の人やその家族が気軽に集い、相互交流や情報交換を通じて、認知症の早期の気づきや介護者の負担を軽減できるよう、認知症カフェを新たに開催する団体等を増やしていくための取組に努め、市内に広く認知症カフェを展開していく。

3. 権利擁護の取組の充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して尊厳を保ちながら生活することができるよう、高齢者の権利や財産を守り、権利侵害に対しては積極的に保護、支援を含めた権利擁護の総合的な取組を推進します。

課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者が安心、安全に自分らしく生活するために意思決定支援を含めた成年後見制度の利用が重要な手段として位置付けられており、意思決定支援の重要性の理解促進や制度内容の周知が必要である。また、制度利用者の増に伴って担い手である後見人の不足が課題となっている ・ 特殊詐欺による消費者被害が増加しており、被害防止のために高齢者への啓発を行うとともに、家族や地域での見守りへの理解や啓発が必要である。 ・ 高齢者虐待の通報件数は年々増加しており、早期発見・早期対応できるよう相談窓口等の周知や高齢者虐待に関する理解や啓発、通報時の関係機関内での情報連携のネットワーク強化が課題である。 ・ 介護従事者による高齢虐待の発生要因は、虐待に関する知識や介護技術の問題、職員のストレス、組織風土や管理体制等によっても考えられるため、高齢者施設等に対し、虐待に関する研修の実施や体制整備について啓発や助言を行い、適正な事業運営の確保を引き続き求めていく必要がある。
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成年後見制度を市民にわかりやすく周知し、早期の相談につながるよう高齢者や高齢者を支援する医療、介護、福祉の関係機関全体で普及啓発、理解促進の取組を進めるとともに、後見支援センターを中心に、後見人の確保についての検討、市民後見人の育成等を行い、安定した成年後見制度の運営を目指す。 ・ 市や地域総合支援センター等が、警察や消費者センターとの連携を深め、特殊詐欺等の啓発を進めるとともに、消費者被害防止に向けて早期の対応を実施していく。 ・ 虐待等を早期に発見し適切に対処できるよう、高齢者と日常的に接する機会の多い医療機関や事業所等に対し、チラシの配布などによって適時の通報を促進するとともに、虐待研修を実施するなど連携の強化を図っていく。 ・ 高齢者福祉施設等の入所者や利用者の権利擁護を図るため、適切な介護サービスの提供や高齢者虐待防止等について、引き続き指導・助言を行うとともに、運営上の改善点や注意点について高齢者福祉施設等へ広く周知・啓発を行うことにより、適切な施設運営につなげる。 ・ 介護サービス事業所だけでなく、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等についても、虐待防止対策を推進していく。

4. 災害・感染症に対する体制整備の推進

近年の災害発生状況や新型コロナウイルス感染症の流行を鑑み、重症化及び被害を被る恐れの高い高齢者を守るための対策が必要となります。

近い将来発生する可能性の高い南海トラフ地震等の大規模災害における被害を軽減させるためには、行政による対策だけでは不十分であり、平常時から事業所、市民、地域が主体的に取り組を起こしていくことが必要です。高齢者や障害者など災害時に配慮や支援が必要な要配慮者は、災害が発生すると、身を守るための負担が特に大きくなることが予想されるため、その負担を軽減するためにも、平常時から対策を講じておくことができるよう支援を行います。また、災害や感染症流行時への備えとして、必要物資の備蓄や調達方法の整備等について、平常時より準備しておくことが重要です。そのためにも、行政と関係機関が連携し、防災や感染症対策についての周知や研修、訓練を効果的に行えるよう、検討していきます。

課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域で要配慮者への避難支援が行えるよう、ひとり暮らし高齢者や要介護4・5の認定者、障害を有する者などを対象に避難行動要支援者台帳を作成しているが、対象者で登録されていない者がいる。また自治会等の地域の防災組織へ避難行動要支援者名簿を提供しているが、提供率が過半数に達していない ・ 災害時に高齢者施設等の入所者や利用者が安全にかつ迅速に避難できるよう、法令で非常災害対策計画の策定や訓練の実施等が義務付けられていることから、計画の策定や訓練の実施等を把握し、必要に応じ助言・指導を行う必要がある。 ・ 新型コロナウイルス感染症は第5類に移行されたものの、高齢者施設等では、感染者が発生している状況であることから、保健所や関係機関との連携のもと新型コロナウイルス感染症等の未然防止、拡大防止対策を徹底する必要がある。 ・ 災害時や感染症流行時に、高齢者施設や介護サービス事業所において、サービス提供に必要な物資の備蓄が不足する事態に備え、国・県・衛生主管部局等との連携が必要である。
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難行動要支援者台帳への登録について、対象者に周知・啓発を行い、登録を促進するとともに、地域が、要配慮者に対して避難支援が行えるように、自治会等の自主防災組織に名簿提供を促していく。 ・ 自治会・町内会、民生児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織及び福祉専門職等の関係者と市が連携し、地域でお互いに助け合う体制の整備を進めるとともに、災害時要配慮者一人ひとりに応じた避難場所や避難方法、支援する人などを決めておく「個別避難計画」の作成を促進する。 ・ 高齢者施設等の入所者や利用者が安全・安心に生活できるよう、平素から防災や感染症対策の徹底を周知していく。また、感染症や災害が発生した場合であっても必要なサービスの提供を継続できるよう、高齢者施設等に対して業務継続計画の策定等に関し必要な助言や援助を行っていく ・ 高齢者施設等に対し、災害や感染症の発生に備え、必要な物資の備蓄・調達等について周知するとともに、国・県からの提供を受けた物資については、衛生主管部局と連携のうえ在庫を備蓄し、有事の際に施設等に提供できる体制を整える。

5. 介護保険サービスの充実

高齢者が要介護状態等になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう、施設整備や福祉人材の確保等を重点的に推進するために令和3年(2021年)1月に福祉局内に設置した「施設人材育成課(旧:施設整備・人材育成室)」を中心とし、介護保険施設等の整備の促進、事業所等に対する人材の確保や育成に向けた支援等に取り組みます。

介護保険サービスの整備にあたっては、令和7年(2025年)、令和22年(2040年)の介護需要、住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況等を勘案し、中長期的な視点で整備体制を検討していきます。また、利用者が真に必要とする介護保険サービスを選択し、安心、安全に利用できるよう、引き続き、事業者等へ適切な指導や監査を行い、介護保険サービスの質の向上を図ります。

課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者が要介護状態になっても可能な限り住み慣れた地域で、日常生活を継続できるよう高齢者施設や在宅サービス等の充実に取組んできたが、地域密着型サービスの一部など計画どおりに整備できていないものもある。 ・ 施設整備計画に基づき介護老人福祉施設(地域密着型介護老人福祉施設含む)を整備するため、市の土地の活用や整備補助金の上乗せ等を行って整備事業者を公募したものの応募者はなく、また、短期入所生活介護からの転換により増床を図ったものの、目標値には達していない。 ・ 高齢者人口が増加する一方で、生産年齢人口の減少が見込まれているなか、介護人材の不足や離職は喫緊の課題であり、より一層の介護人材の確保・育成・定着の促進が求められている。 ・ 介護保険制度が複雑化し、ケアマネジャーからは利用者の自立支援・重度化防止に資するケアプランが作成出来ているか不安に思うという相談を受けることがある一方、利用者からもケアマネジャーの対応に不満があるという苦情を受けることがある。
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者が要介護状態等になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう、第9期事業計画を策定するにあたり、将来の高齢者人口、要介護者、介護サービス利用等を適切に推計し、介護老人福祉施設の整備をはじめ、在宅サービス、地域密着型サービスの充実に取り組む。 ・ 特に、介護老人福祉施設については、地域の現状や待機者の実態を把握、分析したうえで、今後の介護サービスの推計、待機者数の動向、医療からの追加的需要等を参考に、既存施設の活用や創設について、整備計画を策定する。また、特定施設入居者生活介護サービスやサービス付き高齢者向け住宅の整備状況、養護老人ホームの定員等についても合わせて検討する。 ・ 生産年齢人口の減少が見込まれるなか、介護人材の確保、定着は喫緊の課題であるため、介護職場における人材の確保や職員の定着・資質の向上を図ることを目的とした施策を引き続き実施するとともに、兵庫県や明石市保健福祉施設協会、ハローワーク等と連携した介護人材確保の取組を進め、質の高い介護サービス等を安定して提供できる体制を整える。

- ・市立明石商業高等学校に福祉科を創設し、福祉のまちづくりの一環として、今後、ますます必要とされる福祉分野の知識・技術の学習を通じ、資質や能力を身に付けた生徒が、介護福祉士の国家資格を取得し福祉分野へ就職することにより高齢者施設等の介護人材の確保につなげる。
- ・ケアマネジャーに対する研修会や居宅部会との懇談会、ケアプラン点検等を通じて、ケアマネジャーの資質の向上を図っていくとともに、利用者に対しても介護保険制度やケアマネジャーの役割等についての理解促進を図っていく。

6. 高齢者の活躍できる場の充実と社会参画の推進

いつまでも健やかで自立した生活を送れるよう、高齢者の多様な生きがいづくりの推進を図るとともに、高齢者が地域社会の一員としてつながりを持ち、経験や知識を活かして地域活動の担い手としていきいきと活躍できるよう、社会参画のための機会づくりを進めます。

課題	<ul style="list-style-type: none">・ 今後、高齢者の増加や社会環境の変化が見込まれる中、地域における高齢者の多様な生き方に対応していくため、必要な事業を効率的・効果的に実施していく必要がある。・ 高年クラブの会員数の減少は全国的であり、単位高年クラブに対する補助金の拡充を継続し、活動の支援に努めているが、会員増には至っていない。・ 身近な地域において、個々の状況に応じた多様な高齢者の活躍の場をより一層広げていく必要がある。
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none">・ 高齢者の生きがいづくりや社会参画推進のための情報提供を行っていくとともに、学習機会や健康増進、レクリエーションの機会を提供していく。・ 敬老優待乗車券の交付や、ふれあいの里でこれまで実施してきた事業に加え介護予防の取り組みなど生きがい促進事業を引き続き充実させるとともに、シルバー人材センターへの支援を継続することで、就労の支援を行う。・ 高年クラブの活性化及び会員増強については、高年クラブと課題の共有を図るなどして効果的な支援方法を検討していく。・ 地域の高齢者が担い手としても活躍しているふれあいの居場所や地域支え合いの家などに対する支援を継続するとともに、運営者や利用者の意見も聞きながら、より実情に応じた支援のあり方について検討する。

7. 健康づくりの推進

「あかし健康プラン 21」の各分野における健康課題には地域特性があり、効果的に課題解決をしていくには、全市的な取組だけでなく、地域特性をふまえた活動を展開していく必要があります。引き続き、地域の活動を通して生活習慣病予防に取り組んでいくとともに、市民が自らの健康に関心を持ち、行動を起こせるような情報や場の提供を行います。現在、健康に関心の薄い住民にも健康情報に触れる機会が提供できるよう、取組を工夫していきます。また、壮年期からの継続した健康管理を進めるとともに高齢者特有の多様な健康課題に対応し、要介護状態とならないための低栄養の改善、口腔機能の向上、継続した運動の啓発といったフレイル対策を推進します。

課題	<ul style="list-style-type: none"> ・「フレイル」という概念や予防対策に関する知識が、十分に高齢者全体に浸透しているとはいえない状況である。 ・健康に関心がある層に対する啓発はできているが、一方で健康に関心が薄い層への働きかけが不十分である。フレイルは無関心であることにより進行するリスクが高く、要介護状態へとつながる恐れがあるため、健康情報に触れる機会の提供等、啓発方法について検討する必要がある。
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・あかし健康プラン21（第3次）に基づき、年代や生活スタイル、心身の状況等の特性を踏まえ、一人ひとりが自分に合った健康づくりに取り組めるよう、市民や各種関係団体と協働して健康づくり活動を展開していく。 ・あかし健康プラン21（第3次）における取組として、生活習慣病は無自覚のまま発症・進行するため、早い段階で身体の状態に気づき、食生活や運動など生活習慣を改善するよう、発症予防を重点とした対策を進める。また、高齢期では、誰もが加齢により起こりうる心身の特性に合わせ、要介護状態にならないようフレイル対策に力を入れて取り組む。

8. 地域づくりの支援

担い手の養成や資源の創出などを通して、地域住民が主体的に行う地域づくりを支援するとともに、高齢者を含めた地域住民の社会参加を促すことで、高齢や障害による心身の機能低下、子育ての悩み、様々な理由による社会復帰への不安など、何らかの生活のしづらさがあったとしても、本人が家族や地域とのつながりや役割をもち、支え合いながら、自分らしく暮らせるよう、生活支援等を通じた地域づくりの実現を目指します。

課題	<ul style="list-style-type: none">・中学校区ごとに配置した生活支援コーディネーターが、高齢者等の支援ニーズや地域資源について一定把握しているが、その一方で、地域の多様な主体と連携した生活支援等サービスの提供体制の構築に、そうした情報を十分に活かすことができていない。・独居高齢者の見守り事業の「高齢者安否確認事業」については、令和5年（2023年）度より新たな形での拡充となっており、独居高齢者だけでなく、老老世帯や認知症の人など地域で不安を抱えて生活する人にも対象を広げていく。事業の運営や見守りの仕組みを試行錯誤しながら実施しており、地域組織や民間企業との連携強化がその検討課題の一つである。
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none">・引き続き高齢者等の支援ニーズや既存の社会資源の把握に努めるとともに、そうした情報が見える化し、地域の多様な主体と共有することにより、関係者等が地域の課題に関し共通の理解を持ちながら協働で社会資源を開発するなど、地域の実情に応じた生活支援体制の整備を進める。・「高齢者安否確認事業」については、事業実施の委託先がヤクルトから地域福祉の担い手である社会福祉協議会に変更となっており、専門職による支援、地域との連携の双方について仕組みを構築することで、以前よりも丁寧な相談受理体制、スムーズな緊急対応体制としていく。それらの構築にあたって地域組織への助成や連動による情報連携強化や「高齢者見守りネットワーク」の充実などによる民間企業との連携を図っていくことで、安心して暮らせる地域づくりを支援する。・社会福祉協議会における地域支援課、地域総合支援センター、基幹相談支援センター、後見支援センターなどと、地域、民間企業が連携することで、情報を循環させながら平常時からの見守り体制やスムーズな連携体制を構築するなど、安心して暮らせる地域づくりを支援する。